

巡回連絡実施要綱の改正について

令和元年12月6日
大通達甲（地域）第10号
生活安全部長から各警察
署長宛て

（概要）

この通達は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）第20条に規定する巡回連絡を適正かつ効率的に実施するために、必要な事項を定めたものである。